

第2次三重の農福連携等推進ビジョン (案)

～ 農林水産分野における障がい者等の就労拡大に向けて ～

令和7年〇月
三 重 県

目 次

第2次三重の農福連携等推進ビジョン

1	ビジョン策定の考え方	1
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 改定の考え方	
	(3) 期間	
2	これまでの成果と課題	1
	【前ビジョン目標の達成状況】	
	【前ビジョンの主な成果と今後の課題】	
	(1) 福祉事業所・農林水産事業者・企業等への意識啓発	
	(2) 農福連携を推進する人材の確保・育成	
	(3) ノウフク商品の開発および販売促進	
	(4) 農福連携を促進する環境整備	
	(5) 農福連携の分野の広がり促進	
3	農福連携を取り巻く環境の変化	5
4	めざすべき姿	7
5	目標	7
6	基本方針	8
7	取組の内容	9
	(1) 農福連携の情報発信	
	(2) 農福連携を推進する人材の確保・育成	
	(3) ノウフク商品の開発および販売促進	
	(4) 農福連携を促進する環境整備	
	(5) 農福連携の分野の広がり促進	
8	ビジョンの推進体制の整備と進捗管理の実施	14
	(1) 推進体制の整備	
	(2) 進捗管理の実施	

1 ビジョン策定の考え方

(1) 策定の趣旨

農福連携は、障がい者の農業就労を通じて、農業分野と福祉分野の両方の課題を解決する取組です。

本県では、平成 23 年度から農業と福祉分野の連携に向けた取組を開始し、現在、農林水産分野全体で、福祉事業所の参入支援や障がい者の就労促進を進めています。

農福連携の取組をさらに加速していくためには、県や市町などの行政だけでなく、農林水産業や福祉、教育関係者等が共通の認識を持ち一体となって農福連携を推進していく必要があることから、「三重の農福連携等推進ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定します。

(2) 改定の考え方

令和 2 年 3 月にビジョンを策定し、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成や連携促進に向けた体制づくりなどの取組を進めてきた結果、障がい者 489 名の農林水産業への就労につながりました。

一方で、ビジョン策定から 5 年が経過し、農福連携の収益性の向上や地域の実情に応じた支援体制の強化など農福連携の取組の継続やさらなる拡大に向けた新たな課題が明らかとなってきています。

また、人口減少に伴う農林水産業の人手不足の顕在化、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の拡大などが見られるとともに、国においては令和 6 年 5 月に「食料・農業・農村基本法」が改正、令和 6 年 6 月に「農福連携等推進ビジョン」が改定されるなど、農福連携を取り巻く環境が大きく変化しています。

引き続き、農福連携の推進に向けて、ビジョンの残された課題や本県の農福連携を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民や市町、関係者が一体となって農林水産業と福祉の連携活動を県全体で進めていくための計画として第 2 次ビジョンを策定します。

(3) 期間

計画期間は、国の「農福連携等推進ビジョン」の改訂や、現在策定を進めている「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の見直し時期をふまえ、令和 7 年度から令和 12 年度の 6 年間とします。

2 これまでの成果と課題

本県における農福連携の取組状況は、令和 5 年度末時点で、農福連携に取り組む農業経営体や福祉事業所 75 事業体で、769 名の障がい者が就労しています。また、林業や漁業分野では、それぞれ 71 名、247 名の障がい者が就労しており、農林水産業全体では 1,087 名の障がい者が就労しています。

農福連携の取組を開始した平成 23 年度末からの 12 年間で、農福連携に取り組む事業体数は約 3.3 倍、農業に就労している障がい者人数は約 3.9 倍に増加しています。

【前ビジョン目標の達成状況】

「農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数」を毎年度 70 名確保することを目標とし、農福連携の意識啓発、取組を支援する人材の育成、支援体制づくりを総合的に進めてきた結果、令和 2 年度から令和 5 年度の各年度で目標を達成しました。

○農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数（R 2 - R 5 実績）

	令和元年度 (計画策定時)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値		70 人	70 人	70 人	70 人
実績値	—	96 人	142 人	106 人	145 人

【前ビジョンの主な成果と今後の課題】

（１）福祉事業所・農林水産事業者・企業等への意識啓発

○福祉事業所等における農福連携の取組を広く P R するため、県内の農福連携に関する優良事例を調査し、取組紹介資料として取りまとめ、農福連携マルシェや各種イベントでの配布に取り組みました（「見て知ってつながってひろがれ！三重の農福連携」、令和 3 年 3 月発行）。

○令和 5 年 2 月に「農福連携全国都道府県ネットワーク現地研修会 in みえ」を開催し、出席した各都道府県の担当者に本県の農福連携の取組を共有するとともに、現地研修会では、県内の社会福祉法人における新たな取組について紹介しました。

（課題）

○令和 5 年に一般社団法人日本基金が実施した農福連携に関するアンケートでは、農福連携の認知度は 20%弱に留まっているため、引き続き、優良事例の収集と発信に取り組む必要があります。

（２）農福連携を推進する人材の確保・育成

○専門人材の育成確保に向け農業ジョブトレーナー養成講座を開催するとともに、農福連携技術支援者育成研修を実施し、令和 5 年度末までに農業ジョブトレーナー 306 名、農福連携技術支援者 54 名を育成しました。

○令和 6 年 3 月に、農業と福祉をつなぐ人材向けの農林水産事業者と福祉事業所の調整方法や農作業の細分化方法、細分化した作業の障がい者への割り当て方など具体的な取組方法をまとめたマニュアルを作成し、農業ジョブトレーナー等へ配布しました。

○農業大学のカリキュラムに「農業と福祉」の科目を設置し、農業と福祉をつなぐ人材の育成を行ってきた結果、農福連携を実施している社会福祉法人と農福連携の協力企業、それぞれに 1 名が就職しました。

○県内の7校の特別支援学校で、生徒の就労前支援として普及指導員による学内農業実習、教職員向けの技術習得研修を実施しました。

(課題)

- 引き続き、農福連携の推進に向けた専門人材の育成を進める必要があります。
- 持続的に農福連携の取組が進められるよう、収益性の向上につながる指導を行うことのできる人材を育成する必要があります。

(3) ノウフク商品の開発および販売促進

- ノウフクJASの認証取得の意向がある福祉事業所等を中心にセミナーを行い、令和5年度までに4件の事業所がノウフクJASの認証を取得しました。
- 農福連携の取組を広くPRするため、県内11箇所で、のべ31回の農福連携マルシェを開催しました。
- 6次産業化プランナー等の協力の下、新規商品開発に向けた支援を行い、レトルトカレーや災害備蓄用パン、マイヤーレモンのプチケーキなど計13個の商品が開発されました。
- 農業参入している福祉事業所の就労機会の確保と収益の向上に向けて、新規作物の導入を図るため、梨や黒にんにく、花苗等の栽培技術指導を行いました。

(課題)

- 引き続き、ノウフクJASの認証取得の促進や新たな商品開発など販売促進に向けた取組を進める必要があります。
- 農福連携の裾野をさらに広げるため、企業をはじめとする他業種や新たな消費者層における理解増進が必要です。

(4) 農福連携を促進する環境整備

- 農業分野に就労する障がい者や、これから農業分野で取り組もうとする福祉事業所、障がい者就労に取り組もうとする農林水産事業者等に迅速に対応するため、令和2年度より農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を設置しました。
- 障がい者や障がい者を援助する職員の労力負担軽減のため、アシストスーツ、ウェアラブルデバイス等、スマート技術の導入による労働環境改善の効果実証を行った結果、県内1事業所でアシストスーツの導入が図られました。
- 「農福連携全国都道府県ネットワーク」に参画し、全国の農福連携に係る情勢や優良事例等の情報収集、農福連携の魅力を発信する「全国農福連携マルシェ」への県内事業者の参加支援、農福連携の取組の拡充に向けた国への提言活動などに取り組ましました。

(課題)

- 引き続き、ワンストップ窓口の継続設置、国や各都道府県との連携等に取り組むことが必要です。
- 個々の点的な取組を拡げていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな支援を進めるための仕組みづくりが必要です。

○スマート技術導入の効果を、さまざまな機会を通じて関係者に情報発信を行い、水平展開を図っていくことが必要です。

(5) 農福連携の分野の広がり促進

○林業分野、水産分野でも専門人材の育成を行い、令和5年度末までに林業で8名、水産で3名の専門人材を確保しました。

○生きづらさや働きづらさを感じているひきこもりの若者等を対象とした農業就労体験を、体験者数39名、延べ334回実施しました。

○農業就労体験の受入先となる農業者のリスト化を進め、4市町（鈴鹿市、亀山市、伊賀市、紀北町）で計25経営体がリスト化されました。

○農福連携を実施する福祉事業所や若者サポートステーションと連携し「生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業就労促進プログラム」を作成しました。

(課題)

○引き続き、林業、水産業を含め農林水産業全体での取組を促進することが必要です。

○これまでリスト化されてきた地域以外でも、「生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業就労促進プログラム」を活用し、農業就労体験の受入先となる農業者のリストの充実を図ることが必要です。

3 農福連携を取り巻く環境の変化

○ 農福連携に関する国の動き

国においては、令和元年6月に「農福連携等推進ビジョン」を策定し、農林水産省、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉（障害者等）における課題」、双方の課題解決と利益（メリット）がある Win-Win の取組である農福連携を推進してきました。令和6年6月には「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(以下、「国ビジョン」という。)が策定され、農福連携等を一層強力に推進していくための新たなアクションとして、農福連携の地域単位での広がりとし組みづくり、未来の担い手の育成と新たな価値発信、農福連携の広がりへの発展に向けた取組を進めることとなりました。

また、令和6年5月には「食料・農業・農村基本法」が改正され、農村の振興に関する施策において、障がい者等の農業に関する活動の環境整備に関する条項が新設されました(同法第46条)。

○ 農福連携に関する各県の連携

農福連携の全国的な定着と発展に向けた取組を推進するため、平成29年7月に三重県、島根県、長野県、京都府、岐阜県、鳥取県が発起人となり「農福連携全国都道府県ネットワーク」が設立され、令和4年度まで本県は会長県として活動してきました。現在は全都道府県が参加しており、本県は副会長県として、会長県である岐阜県とともに農福連携の取組を推進するため、国の動向や各県の取組の情報交換や農福連携マルシェの開催、人材の育成や相談窓口の設置に関する支援、新たな制度の創設等についての国への提言を行っています。

農福連携のさらなる推進に向けては、全国的なネットワークの取組を拡大していくことが重要です。

○ 人口減少に伴う農林水産業の担い手不足

日本の人口は、2004年の1億2,784万人をピークに減少局面を迎えており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」によると2050年には1億468万人まで減少し、高齢化率は37%の水準になると推計されています。また、全体の人口減少に伴い、15歳以上65歳未満の生産年齢人口も減少傾向にあり、1995年の8,716万人をピークに、2050年には4,930万人まで減少すると推計されています。

この傾向は本県においても同様で、本県の人口は、平成19年の約187万3千人をピークに減少に転じ、令和6年12月1日現在の人口は170万9千人となっており、ピークより約9%減少しています。特に、生産年齢人口は、令和4年には99万人と、ピークの頃である平成7年の約124万人から約20%も減少しており、全産業的に人手不足が顕在化してきています。このため、県では、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、人口減少対策の取組を進めています。

一方、農山漁村においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行、人手不足が顕著となっており、農林水産事業者の経営発展や農山漁村地域の活性化を図る上でも、貴重な人材として、障がい者等の活躍が期待されるところです。

○ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組

SDGsは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

SDGsは、すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの面でバランスがとれた社会をめざす世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。

貧困や飢餓から、環境問題、経済成長や働きがい、ジェンダー平等に至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人びとが人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標となっています。

また、三重県においても、県内における企業や団体等のSDGsに向けた取組を見える化し、県が取組を後押しする「三重県SDGs推進パートナー」が制度化され、令和6年12月20日時点で1,477者が登録されています。このようにSDGsの実現に向けた社会貢献活動への機運は高まりつつあり、SDGsの実現にも寄与する農林水福連携の取組は、企業等の社会貢献活動と親和性が高いものと期待されます。

さらに、SDGsの実現に向けた機運の高まりとともに、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動「エシカル消費」が拡大しつつあります。ノウフク商品の購入は、エシカル消費に繋がることから、エシカル消費を実行する県民によるノウフク商品の選択的購入が期待されます。



資料：国際連合広報センター



三重県SDGs推進パートナーの
オリジナル登録マーク

4 めざすべき姿

障がい者や生きづらさ・働きづらさを感じている無業の若者等が、農林水産事業者や農林水産業に参入した福祉事業所において、生き生きと働き、担い手として活躍することにより、安定した収入を得て、自立に向けて着実に前進するよう、次のとおり5つのめざすべき姿を設定します。

○5つのめざすべき姿

- 一、農福連携の取組が、県民をはじめ、農福連携に関わる農林水産事業者、福祉事業所、企業等に広く認知され、県内全域で応援されている姿
- 二、農福連携が促進され、農林水産業で障がい者が担い手として活躍・自立している姿
- 三、障がい者が高品質な農林水産物の栽培や付加価値の高い加工・販売などに従事することで、収入を安定的に確保している姿
- 四、県段階の広域支援体制と連携して地域の支援体制が整備され、農福連携を効果的に進めている姿
- 五、生きづらさや働きづらさを感じている若者などが、農林水産業の作業体験を契機として農林水産業や他産業への就労につながっている姿

5 目標

県民の理解増進を図り、農福連携等の取組が一層進む社会の実現につながっている状態を図る指標として、目標を設定することとします。

また、「みえ元気プラン」の目標との整合を図るため、名称については、施策13-2「障がい者福祉の推進」のKPI「農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数」とするとともに、毎年度76名の確保をめざします。

目標項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数	90人	76人
福祉事業所と農林水産事業体において、コーディネーター等の支援により農林水産業に新たに従事した障がい者の人数		

6 基本方針

めざすべき姿の実現に向けて、現行ビジョンの5つの基本方針をおおむね継承しつつ、新たな課題に対応した具体的な取組を進めます。

基本方針1 農福連携の情報発信

農福連携の認知度向上に向けて、引き続き、国や各都道府県と連携し、取組の優良事例を発信していくとともに、これまで連携していなかった分野の方々にも広く周知を図っていきます。

基本方針2 農福連携を推進する人材の確保・育成

農福連携の拡大と定着に向けて、引き続き、農福連携の現場で具体的な指導を行う専門人材の育成と確保、農林水産業への就業希望者に対する農福連携の取組への理解促進を進めます。新たな取組として、農福連携で生産された農産物や加工品の販路拡大を図るため、気候変動に対応した生産技術の習得など専門人材のスキルアップを進めます。

基本方針3 ノウフク商品の開発および販売促進

農福連携に取り組む事業者の経営安定や障がい者の工賃向上を図るため、引き続き、農福連携マルシェを開催し、ノウフク商品の認知度向上を進めます。取組のさらなる拡大に向けて、企業等との連携促進や新たな消費者層へのアプローチに取り組めます。

基本方針4 農福連携を促進する環境整備

農福連携の拡大に向けて、引き続き、ワンストップ窓口を設置し、農福連携に関わるさまざまな相談に対応していきます。新たな取組として、農福連携の支援体制の強化を図るため、地域のワンストップ窓口と連携した地域拠点の創出に取り組めます。

基本方針5 農福連携の分野の広がり促進

引き続き、農林水福連携の取組を進めるとともに、ひきこもり等の若者に向けた農業就労体験等のアプローチも進めます。

7 取組の内容

基本方針1 農福連携の情報発信

① 先進的で優良な農福連携事例の調査・発信

- ・農福連携の拡大を図るため、県民はもとより、農林水産事業者や福祉事業所、他産業の企業等に対して、さまざまな機会を通じて、農福連携に取り組む関係者から把握した課題対応方法や優良事例などを発信します。

② 農林水産事業者や福祉事業所と接点を持つ他業者への情報発信

- ・労働環境に関する相談対応の役割を持つ社会保険労務士など、農林水産事業者や福祉事業所と緊密に関係する業界への周知を図ります。

③ 農福連携全国都道府県ネットワークにおける国への提言活動・情報共有及び発信

- ・農林水産事業者や福祉事業所などが農福連携に取り組みやすく、継続できる環境を整えるため、支障となっている制度の緩和や支援の充実などを農福連携全国都道府県ネットワークによる国への提言活動などを通じて、国に働きかけます。
- ・各都道府県が実施する農福連携マルシェや現地研修において、都道府県間を超えた交流や共同開催により、効果的な取組の実践につなげます。

コロナの収束を見据え、地域共生社会を実現するための
農福連携の促進に向けた提言



令和3年7月14日
農福連携全国都道府県ネットワーク

農福連携全国都道府県ネットワークによる国への提言書（表紙）



農福連携全国都道府県ネットワーク
現地研修会

基本方針２ 農福連携を推進する人材の確保・育成

① 農業ジョブトレーナー、農福連携技術支援者の育成・活動支援

- ・農福連携の拡大と定着を一層進めるため、農福連携の現場において農林水産事業者や福祉事業所に対して具体的なアドバイスを行う、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者（農林水産省認定）といった専門人材を育成します。また、これら専門人材の活動を支援するため、気候変動に対応した生産技術や商品価値の高い加工技術の習得などに向けたスキルアップ研修の実施や現場実習の開催等により、専門人材のさらなる活動の拡大に取り組みます。

② 農業大学校、みえ森林・林業アカデミー、漁師塾等における農福連携に係る教育・研修の充実・強化

- ・農林水産業の就業希望者などの農福連携に係る知識や技能等の習得に向け、農業大学校におけるカリキュラムを充実させるとともに、みえ森林・林業アカデミー、漁師塾などにおいても研修を実施します。

③ 特別支援学校における生徒の学習支援と保護者等に対する就農への理解促進

- ・農業の作業学習に取り組む特別支援学校に対し、地域の普及センターによる生徒への実習支援とともに、教員などに対する農業技術に関する助言などの支援に取り組みます。加えて、特別支援学校と連携しながら、生徒の保護者などに対し農業への就職について理解促進に取り組むとともに、生徒の就職を受け入れる農林水産事業者の掘り起こしなどを市町や関係機関と連携し、進めていきます。

④ 営農指導員や普及指導員 OB 等の専門家による生産物や加工品の品質向上

- ・福祉事業所等が行う農業により生産される農産物の品質向上および収量安定に向け、栽培技術の指導が可能な営農指導員や普及指導員 OB などの専門家を派遣し、定期的な巡回を行い、事業所等の栽培技術の向上を図ります。また、今まで農業に携わってこなかった福祉事業所に向けても農業への参入を勧め、さらなる農福連携の拡大へつなげていきます。



農福連携技術支援者育成研修の様子

基本方針3 ノウフク商品の開発および販売促進

① 農林水産業に参入した福祉事業所における複合経営・6次産業化支援

- ・6次産業化や複合経営に意欲的な福祉事業所の新商品開発や直売などの取組を支援するため、定期的な専門家等の派遣を行うことで、より魅力的な農福連携商品の開発につなげ、農林水産業に参入した福祉事業所の経営安定と発展、作業量の増加や付加価値向上による障がい者の工賃向上等を図ります。

② ノウフクJASの認証取得の促進

- ・ノウフク商品の販売拡大に向け、障がい者が生産工程に携わった食品の農林規格であるノウフクJASについて、制度に関する説明会やセミナーの開催等を通じて、その認証取得を促進します。

③ 全国・地域における農福連携マルシェの実施・出店

- ・農福連携の取組やノウフク商品を広く消費者等にPRするため、引き続き商業施設や百貨店等と連携しながら、県内において農福連携マルシェを開催するとともに、都道府県ネットワークが実施する全国農福連携マルシェなど、県内事業所の県外への出店機会の創出に取り組みます。

④ ノウフク商品を選択購入する消費者層に向けた販売プロモーションの実施

- ・ノウフク商品の購入がエシカル消費に繋がることをPRすることで、新たな消費者層を取り込み、ノウフク商品を率先して選択購入する「エシカル消費」の拡大を図ります。

⑤ 農林水福連携事業者と県内企業との連携によるパートナーシップ構築

- ・農福連携の活動をさらに拡大していくため、県内の農林水福連携に携わる事業所と企業等との連携による新商品の開発や、企業イベント等への参加等、農林水福連携商品の利活用を通し、相互の理解を深め、継続した取組になるよう支援を進め、新たなパートナーシップの構築を促進していきます。

⑥ ノウフク商品の新たな流通体系の導入事例の紹介や普及啓発、積極的な活用推進

- ・ノウフク商品の出荷販売において、アプリを活用した集荷システムにより低コストで効率の良い販売体系の構築にかかる実証結果について、福祉事業所や実証に関わった卸事業者等に対する水平展開を図ります。



開発されたノウフク商品
(災害備蓄用パン)



農福連携マルシェの開催

基本方針 4 農福連携を促進する環境整備

① 県段階における農福連携ワンストップ窓口の設置・体制強化

- ・農林水産事業者や福祉事業所などからの農福連携に係る相談などに対応するため、引き続き農福連携ワンストップ窓口を設置し、農福連携に係る関係者への情報提供や相談対応、総合的に農福連携を支援する体制強化に取り組みます。

② 現場における農林水産事業者や福祉事業所等のニーズ調査

- ・農福連携の現場における農林水産事業者や福祉事業所のニーズ調査を行い、得られた結果を今後の農福連携の取組に反映させていきます。

③ 地域における情報提供、相談対応、施設外就労の斡旋等を行う支援体制の構築

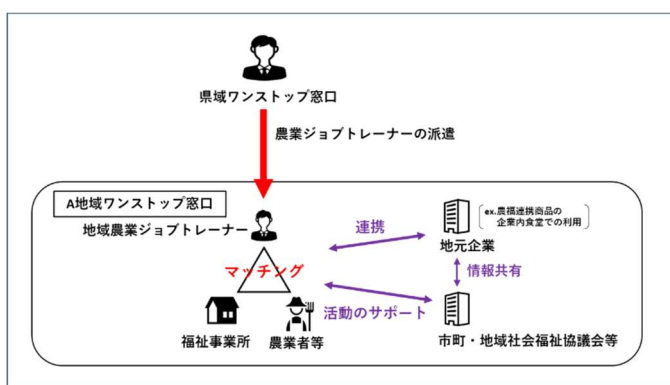
- ・さらなる農福連携の取組の拡大および定着をめざすため、地域単位での仕組みづくりを進め、農福連携に係る関係者への情報提供や相談対応、きめ細かい施設外就労のマッチングなど、総合的に農福連携を支援する体制づくりに取り組みます。

④ マッチング成立に向けた施設外就労における専門人材の派遣

- ・施設外就労におけるミスマッチを減少させるため、経験のある農福連携コーディネーターや農業ジョブトレーナー等の専門人材の派遣を行い、農福連携の取組の継続と定着を推進します。

⑤ 労働環境改善に向けた優良な導入事例の紹介や普及啓発、積極的な活用推進

- ・これまでに得られた、農福連携の現場におけるスマート技術の導入など労働環境改善に向けた取組について、さまざまな機会を通じて、農福連携実践者やその取組を支援する団体へ広く情報発信します。



地域段階における農福連携の体制（イメージ）

アシストスーツを装着した作業の様子

基本方針5 農福連携の分野の広がり促進

① 林業、水産業におけるワンストップ窓口の体制強化

- ・農業だけにとどまらず、林業や水産業においても、傾斜地、高所、海上等特殊な環境における作業であることに留意しつつ、障がい者等の安全面に配慮し、農福連携の取組を推進します。

② 林業、水産業における施設外就労等をマッチングするコーディネーターの育成・活動支援

- ・林業では木材加工、苗木生産、きのこ栽培の分野、また水産業では真珠や牡蠣、海苔などの養殖のほか水産加工分野における障がい者の活躍に向け、施設外就労等をマッチングするコーディネーターを育成し、その活動を支援します。

③ 「生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業就労促進プログラム」の情報発信

- ・障がい者のみならず、生きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある若者等の農業への就労促進に向け、農業就労体験の実施方法等を取りまとめた「生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業就労促進プログラム」について、さまざまな機会を通じて情報発信し、若者等へのアプローチ方法等を水平展開します。

④ 若者等を対象とした農業就労体験の実施及び受入農業者のリスト化

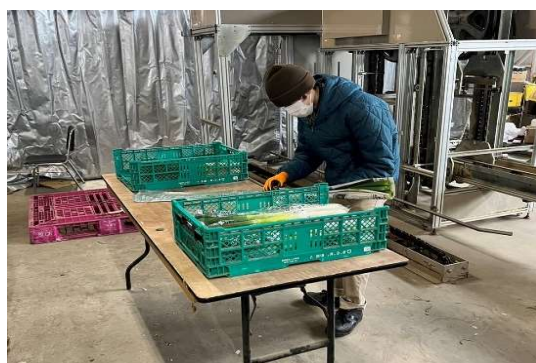
- ・地域若者サポートステーションなどと連携し、農作業の多様な作業内容を生かした農業就労体験に取り組みます。また、農業就労体験の受入先となる農業者のリスト化を進めます。



林福連携による茅玉づくりの様子



水福連携によるワカメの乾燥加工の様子



若者等によるネギの出荷調整作業の様子

8 ビジョンの推進体制の整備と進捗管理の実施

(1) 推進体制の整備

< 県段階の推進体制 >

県の農福連携に係る部署の担当者等で構成し、設置している「三重県農林水福連携・障がい者雇用推進チーム」(以下、「県の推進チーム」という。)における情報共有と重点施策の推進に向け、部署間の連携を強化していきます。また、県の推進チームと一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等の地域の民間支援団体との定期的な情報連絡・共有の体制づくりに取り組みます。

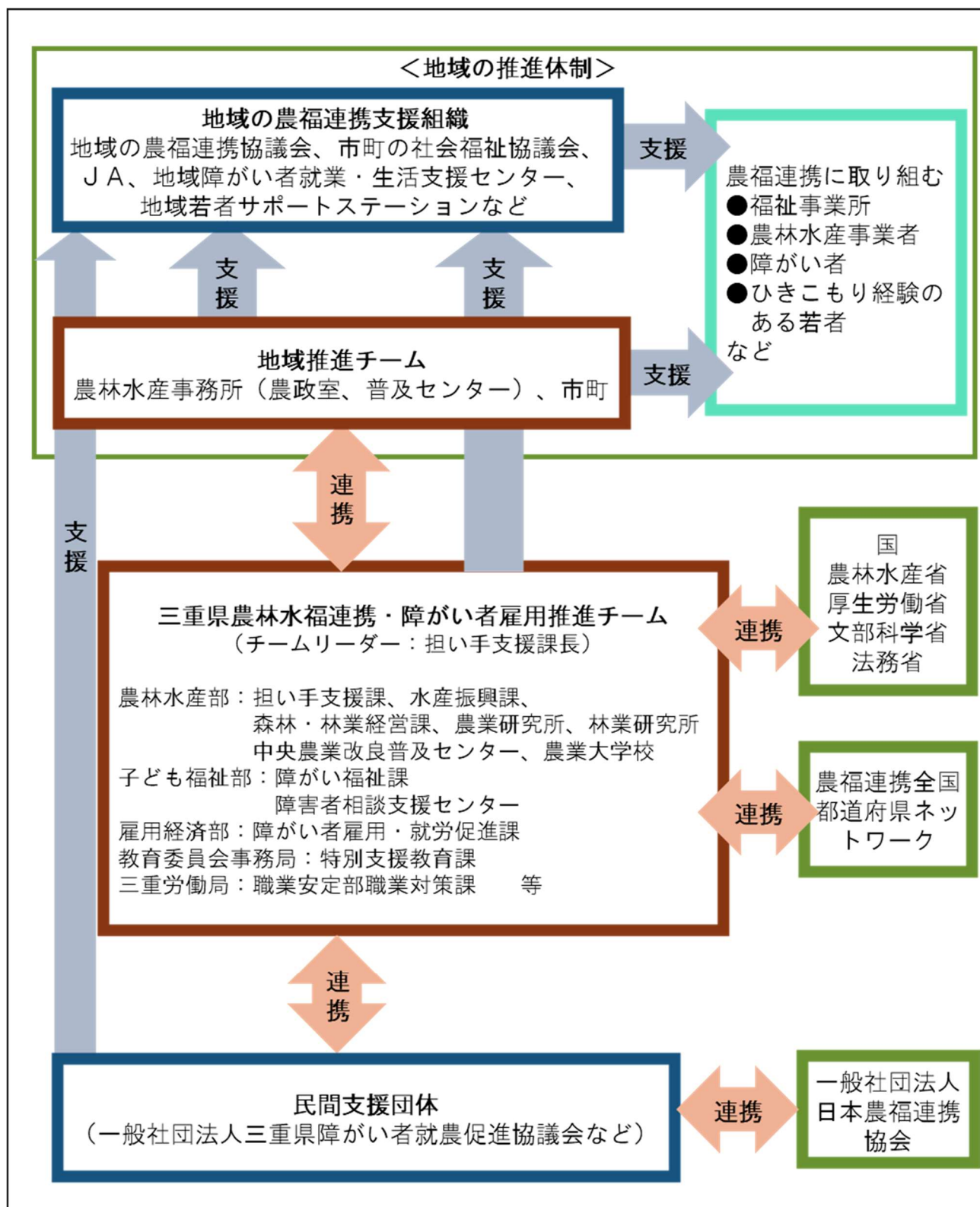
< 地域段階の推進体制 >

地域段階においても、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会や県の推進チーム、地域の農林水産事務所・農業改良普及センターがサポートしながら、福祉事業所、農林水産事業者で構成する協議会、市町の社会福祉協議会、地域障がい者就業・生活支援センター等と、農協や森林組合、漁協などが連携する推進体制を構築し、農福連携に係る相談対応や障がい者等の農林水産事業者とのマッチングなどに取り組みます。

(2) 進捗管理の実施

農福連携に係る学識経験者などで構成する「三重の農福連携等推進ビジョン評価委員会」を設置し、ビジョンに基づいた取組について評価を行うとともに、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)の活用により、取組の改善・見直しなどを進めます。

<農福連携の推進体制イメージ>



第2次三重の農福連携等推進ビジョン（案）
～ 農林水産分野における障がい者等の就労拡大に向けて ～

20 年（令和 年） 月
三重県

〒514-8570 津市広明町 13 番地
TEL:059-224-2016（担い手支援課）
FAX:059-223-1120